

新田コミュニティセンター指定管理者募集に伴う参考資料

令和8年8月

新 富 町

目 次

資料 1	地方自治法（抄）	2
資料 2	新富町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	3
資料 3	新田コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	6
資料 4	新田コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則	10
資料 5	コミュニティセンター利用実績	13
資料 6	想定される施設運営収支費目	14
資料 7	指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱	15

資料1 地方自治法（抄）

（監査委員の職務権限）

第199条

1～6（略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8～12（略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2（略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（包括外部監査人の監査）

第252条の37 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2～3（略）

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

のについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5（略）

資料2 新富町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 17 年条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、新富町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募の告示)

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を新富町役場の掲示場へ掲示するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- (6) 当該公の施設の前年度における利用者数、その他運営状況
- (7) その他町長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他町長が別に定める書類

(選定方法等)

第 4 条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長等が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第 5 条 町長等は、次の各号の 1 に該当すると認めるときは、第 2 条の規定による公募によらず町が出資する法人、公共団体、公共的団体又はその他当該施設の設置条例により指定する法人を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 公募に対し応募がないとき。
- (3) 指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。

2 町長等は、前項の規定により選定するときは、あらかじめ第 2 条及び第 3 条各号の事項について、協議を行うものとする。

3 町長等は、前 2 項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選考基準によるものとする。

(選定結果の通知)

第 6 条 町長等は、第 4 条及び前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者及び候補者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第 7 条 町長等は、第 4 条又は第 5 条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定による議会の議決があつたときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長等が別に定める事項

(利用料金)

第9条 指定管理者は、新富町使用料条例（昭和57年新富町条例第2号）並びに各施設の設置及び管理に関する条例に定める使用料の範囲内で、町長の承認を受けて利用料金の額を決定するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第10条 町長等は、指定管理者に次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 施設利用の許可又は取消し、施設利用の制限、特別な設備の設置許可及び原状回復に関する業務
- (2) 利用料金の徴収、減免及び利用料金の還付に関する業務
- (3) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の管理及び運営に関する業務のうち、町長等のみの権限に属する事務を除く業務

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第12条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取り消し等)

第13条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月14日条例第23号）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

資料3 新田コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

令和3年条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 コミュニティエリア（第8条—第16条）
- 第3章 地域振興エリア（第17条・第18条）
- 第4章 新田支所エリア（第19条・第20条）
- 第5章 指定管理者（第21条—第25条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、新田コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 町民の地域振興や交流、生活の利便性及び文化の向上を図るために、センターを新富町大字新田7045番地1に置く。

2 センターは、次の各号に掲げるエリアをもって構成する。

- （1）コミュニティエリア
- （2）地域振興エリア
- （3）新田支所エリア

（施設の管理）

第3条 施設の管理は、新富町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（職員等）

第4条 センターにセンター長その他必要な職員等を置く。

（入館の制限）

第5条 センター長は、次の各号の1に該当する者については、センターへの入館を拒み又は退館を命ずることができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- （2）公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者
- （3）前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障を及ぼすと認められる者

（損害賠償）

第6条 センターの使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）が故意又は過失により施設及び備品等を損壊し、又は滅失したときは、使用者等はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（免責事項）

第7条 センターの施設内において、自己の責めに帰する理由により生じた事故又は盗難等による損害については、教育委員会はその責めを負わないものとする。

第2章 コミュニティエリア

（施設）

第8条 コミュニティエリアは、町民の交流や文化の振興に供するエリアのことをいう。

（使用許可）

第9条 コミュニティエリアの施設、附属設備及び備品を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、コミュニティエリアの管理上必要があるときは、使用の許可に条件を付することができる。

3 コミュニティエリアの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用制限等）

第10条 教育委員会は、次の各号の1に該当するときは、コミュニティエリアの使用を許可しない。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）コミュニティエリアの施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

- (3) その他公益上又は管理上支障があると認められるとき。
- 2 教育委員会は、次の各号の1に該当するときは、使用許可を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。
- (1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (4) その他公益上又は管理上支障があると認めるとき。
- 3 前項に基づく処分によって、使用者に損害が生じても教育委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。
- (目的外の使用等の禁止)
- 第11条 使用者は、許可施設等を使用許可以外の目的に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (使用料)
- 第12条 使用者は、別表に定める料金を使用料として納入しなければならない。
- (使用料の還付)
- 第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の1に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 災害、その他使用者の責めに帰することができない理由により、許可施設等の使用が不能となったとき。
- (2) 公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、許可の変更及び取消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。
- (使用料の減免)
- 第14条 教育委員会は、公益上そのほか特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- (特別の設備等の許可)
- 第15条 使用者は、コミュニティエリアの使用に当たって特別の設備を施し、又はコミュニティエリアの備品以外の物を使用するときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
- (原状回復の義務)
- 第16条 使用者がその使用を終了したとき又は使用を取り消され、若しくは中止させられたときは、直ちに施設、設備等を教育委員会の指示に従い原状に復さなければならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを行い、それに要した費用を徴収することができる。

第3章 地域振興エリア

(施設)

第17条 地域振興エリアは、テナントエリアのことをいう。

(事業)

第18条 地域振興エリアは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の特産品等の販売、飲食品等の提供及びその他地域振興に関する事業
- (2) 地域に密着した、生活の利便性向上に繋がる事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が地域振興のために特に必要と認める事業

第4章 新田支所エリア

(施設)

第19条 新田支所エリアには、新田支所を設置することとし、新富町支所設置条例（昭和50年新富町条例第25号）を準用する。

(業務)

第20条 新田支所の業務は、新富町行政組織規則（平成23年新富町規則第6号）による。

第5章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第21条 教育委員会は、第2条に掲げる施設の全て又はその一部の管理を、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第3条、第6条、第7条、第9条、第10条、第13条から第16条までにおいて、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条において「センター長その他必要な職員等」とあるのは「指定管理者が定めるセンター長その他第21条第2項各号に掲げる業務に必要な職員等」と、第5条において「センター長」とあるのは「指定管理者が定めるセンター長」と読み替える。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合における業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の適切な維持管理業務

- (2) 施設の使用承認、その取消しその他施設の使用に関する業務
- (3) 次条に係る業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第22条 町長は、指定管理者に別表に掲げるセンターの利用に掲げる料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に収入として収受させることができる。

- 2 使用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定め、町長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、町長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者が既に収受した利用料金は、原則として還付することができない。
- 6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に利用料金の還付が必要と認められる場合に限り、町長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第23条 第21条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせようとする時の手続は、新富町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新富町条例第22号）の規定による。

(指定管理者の管理の基準)

第24条 施設の管理を指定管理者に行わせるときの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間及び休館日は、施設の利用形態、使用者の便宜等により教育委員会の承認を得て定めることができる。
- (2) 施設の管理に関し保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じること。
- (3) 施設の管理に関し保有する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (4) その他法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めることに従い、施設の管理を行うこと。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(新富町支所設置条例の一部改正)
- 2 新富町支所設置条例（昭和50年新富町条例第25号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「7302番地」を「7045番地1」に改める。
(新富町使用料条例の一部改正)
- 3 新富町使用料条例（昭和57年新富町条例第2号）の一部を次のように改正する。
(新富町公民館条例の一部改正)
- 4 新富町公民館条例（昭和50年新富町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和4年12月14日条例第27号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年10月1日使用分から適用する。

別表（第12条、第22条関係）

(令4条例27・令8条例7・一部改正)

- 1 センター使用料（利用料金の上限）

(単位：円)

区分	使用区分	1時間当たり	備考
集会室		600	
和室1		200	
和室2		200	
調理室		400	

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

- 2 料金は、本表に掲げる料金に消費税法（昭和63年法律第108号）で定める消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める地方消費税額を加算して得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 1時間に満たない場合の使用料は、1時間分を徴収する。
- 4 新富町民が利用する場合は、使用料の2分の1の額を徴収する。
- 5 営利を伴う利用についての使用料の額は、別表及び前項により算出して得た額の5倍とする。

資料4 新田コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

令和3年教委規則第19号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 コミュニティエリア（第3条—第13条）
- 第3章 地域振興エリア（第14条—第17条）
- 第4章 新田支所エリア（第18条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条—第25条）
- 附則

第1章 総則 （趣旨）

第1条 この規則は、新田コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関する条例（令和3年新富町条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第2条 センターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）使用を許可された以外の施設、設備等を使用しないこと。
- （2）危険物又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- （3）センター内においては、他の利用者に迷惑をかけないこと。
- （4）指定された場所以外で、飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- （5）許可なく壁及び柱等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
- （6）使用を終了したときは、直ちに原状に復し、その旨を関係職員等に報告し検査を受けること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、管理上職員等が行う指示又は指導に従うこと。

第2章 コミュニティエリア （開館時間）

第3条 コミュニティエリアの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、新富町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 コミュニティエリアの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）毎月の第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- （2）12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（職員等）

第5条 コミュニティエリアに管理責任者その他必要な職員等を置くことができる。

（業務の範囲）

第6条 地域振興エリアで行う業務の範囲は次のとおりとする。

- （1）地域活性化のための講座等に関すること。
- （2）地域住民の交流に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

（使用の範囲）

第7条 コミュニティエリア（交流ホールを除く。以下同じ。）は、次の各号の1に該当すると教育委員会が認める場合に使用できるものとする。

- （1）地域住民、町民活動団体等の地域づくり活動を推進するもの
- （2）健康増進事業等の地域福祉活動を促進するもの
- （3）趣味、教養等の生きがいを高めるための活動を支援するもの
- （4）その他教育委員会が、許可を行うことが適当と認めるもの

（使用許可の申請）

第8条 条例第9条第1項の規定によりコミュニティエリアを使用しようとする者は、新富町公共施設予約システムの運用等に関する規則（令和5年新富町教委規則第1号）に規定する予約システムを利用し

て予約申込みを行い、予約システムによる使用許可の通知を受けなければならない。

2 前項の予約申込みの受付期間は、使用日の2月前から使用前までとする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の予約申込みに当たっては、使用期間が連続して3日を超えて申請することができないものとする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第9条 教育委員会は、センターの使用を許可したときは、予約システムにより使用許可を通知するものとする。

2 前項の使用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可通知の掲示)

第10条 使用者は、使用の際に使用許可通知を掲示しなければならない。

(使用料の納入)

第11条 使用者は、条例第12条に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第13条第1項の規定により、該当するときは、既納使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 条例第13条各号に該当し、使用開始前の場合 既納使用料の全額

(2) 条例第13条第3号に該当し、使用中の場合 既納使用料から使用した時間分の使用料（1時間未満の時間がある場合は、切り捨てる）を差し引いた額

(使用料の減免)

第13条 条例第14条の規定により、使用料を減免するときの基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 全額を減免する場合

ア 町又は教育委員会が事業のために使用するとき。

イ 学校及び関係団体が事業のために使用するとき。

ウ その他教育委員会が必要と認めるとき。

(2) 5割を減免する場合

教育委員会が必要と認めるとき。ただし、冷房・暖房使用料は減免の対象としない。

2 前項の規定により指定管理者が減免をする場合は、あらかじめ教育委員会と協議し承認を受けなければならない。

第3章 地域振興エリア

(開館時間)

第14条 地域振興エリアの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第15条 地域振興エリアは、1年を通して開業する。ただし、必要があると認めるときには、教育委員会の承認を得て、臨時休館することができる。

(職員等)

第16条 地域振興エリアは、管理責任者を1名以上置かなければならない。

(業務の範囲)

第17条 地域振興エリアで行う業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 地域の特産品や農産品等の供給や販売に関すること。

(2) 高齢者や障がい者等の買物支援に関すること。

(3) 地域に密着した、生活の利便性向上に繋がること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

第4章 新田支所エリア

(開庁時間)

第18条 新田支所エリアの開庁時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開庁時間を変更することができる。

(閉庁日)

第19条 新田支所エリアの開庁日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、閉庁日を変更し、又は臨時に閉庁日を定めることができる。

(処務)

第20条 新田支所の処務については、支所処務規則（平成6年新富町規則第1号）による。

第5章 雑則

(特別の設備等)

第21条 条例第15条の規定により、特別の設備を施し、又はセンター備品以外の物を使用するときは、第8条第1項の規定に基づく予約申込みと別に仕様書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第22条 センター建物及び敷地内において、教育委員会の許可を受けずに、物品販売、宣伝、陳列等の行為をしてはならない。

(損害賠償)

第23条 使用者は、センター設備等を損壊し、又は滅失したときは、損壊届を提出し、これを現状に復し、又は教育委員会が認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償金額を減額し、又は免除することができる。

(委託)

第24条 この規則に定めるもののほか、センター管理に関し必要な事項その他様式は、教育委員会が別に定める。

(読替規定)

第25条 条例第21条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合にあっては、第3条の規定中「新富町教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条、第4条、第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第11条及び第12条中（見出しを含む。）「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、第13条中（見出しを含む。）「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、第14条、第15条、第17条、第21条、第22条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(新富町行政組織規則の一部改正)

2 新富町行政組織規則（平成23年新富町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第20条中「タ 新田公民館の利用調整及び日常管理に関すること。」を削り、「チ」を「タ」に改める。

(支所処務規則の一部改正)

3 支所処務規則（平成6年新富町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第12号中「、新田公民館」を削る。

(新富町公民館条例施行規則の一部改正)

4 新富町公民館条例施行規則（平成28年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 〔略〕

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 〔略〕

附 則

この規則は公布の日から施行し、令和8年10月1日使用分から適用する。

資料5 新田コミュニティセンター利用実績

室 名	年度	有料		無料		合計	
		利用 件数	利用人数	利用 件数	利用人数	利用 件数	利用人数
集会室	R4 年度	16	239	71	1,240	87	1,479
	R5 年度	39	831	131	4,002	170	4,833
	R6 年度	76	1,009	148	3,245	224	4,254
	R7 年度	95	1,311	186	4,418	281	5,729
和 室 1	R4 年度	52	300	22	202	74	502
	R5 年度	82	409	68	330	150	739
	R6 年度	116	681	66	401	182	1,082
	R7 年度	131	679	84	498	215	1,177
和 室 2	R4 年度	50	263	15	166	65	429
	R5 年度	82	405	62	322	144	942
	R6 年度	99	613	57	329	156	1,254
	R7 年度	104	608	68	404	172	1,012
調理室	R4 年度	9	43	12	84	21	127
	R5 年度	17	34	53	123	70	157
	R6 年度	34	40	46	112	80	152
	R7 年度	27	28	53	116	80	144
合計	R4 年度	127	845	120	1,692	247	2,537
	R5 年度	220	1,679	314	4,777	534	6,456
	R6 年度	325	2,343	317	4,087	642	6,430
	R7 年度	357	2,626	391	5,436	748	8,062

※利用者数には生涯学習講座の来場者や練習などの人数を含む。

資料6 想定される施設運営収支費目一覧

※金額は事業者の提案によるため記載していません。

収入の部

エリア区分	費目	金 額
コミュニティエリア	各室使用料	
	指定管理料	
	小計	
地域振興エリア	売上げ	
	コインランドリー運用収入	
	小計	
合計		

支出の部

エリア区分	費目	金 額
コミュニティエリア	消耗品費	
	燃料費	
	光熱水費（電気料）	
	光熱水費（水道料）	
	役務費（浄化槽法定点検）	
	役務費（通信運搬費）	
	委託料①（自家用電気工作物管理）	
	委託料②（消防用設備等点検）	
	委託料③（空調機点検）	
	委託料④（衛生害虫駆除）	
	委託料⑤（浄化槽清掃）	
	委託料⑥（機械警備）	
	委託料⑦（専門清掃）	
	委託料⑧（防火対象物点検）	
	人件費	
	小計	
地域振興エリア	総売上原価	
	運営費	
	人件費	
	商品ロス	
	光熱水費	
	減価償却費	
	その他	
	小計	
合計		

※地域振興エリアにおける「売上げ」は日販3万4千円を想定しているが、その売上げを補償するものではない。

※上記はあくまで想定される収支の費目です。

資料7 指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱

昭和 50 年告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第2項並びに新富町財務規則（平成22年新富町規則第1号）第117条及び第118条の規定に基づき、町が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の契約についての指名競争入札参加者の資格、指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (2) 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者をいう。
- (3) 建設コンサルタント 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第19条第3号に規定する建設コンサルタントで建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (4) 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (5) 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (6) 建設業者等 建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントをいう。
- (7) 建設コンサルタント等 建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントをいう。
- (8) 建設工事 法第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (9) 測量 測量法第3条に規定する測量をいう。
- (10) 建設コンサルタント業務 前払金保証事業法第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務をいう。
- (11) 地質調査業務 地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する地質調査業務をいう。
- (12) 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程第2条第1項に規定する補償コンサルタントの業務をいう。
- (13) 建設工事等 建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。
- (14) 建設コンサルタント業務等 建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。

(指名競争入札参加資格者)

第 3 条 町長は、建設業者にあっては次の各号の全てに該当するものを、測量業者及び建設コンサルタント等にあっては次の第2号の規定に該当するものを、それぞれ指名競争入札の参加資格者とするものとする。

- (1) 法第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を受け、適当と認められた者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号の1に該当する事実があったと認められる者にあっては、その事実があった後2年を経過したものであること。

(指名競争入札参加資格審査の実施)

第 3 条 の 2 入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとし、追加の申請に係るものにあつては、定期の審査の翌年に行うものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(指名競争入札参加資格審査の申請)

第 4 条 前条の指名競争入札参加資格の審査を受けようとする建設業者等は、建設業者にあっては指名競争参加資格審査申請書（建設工事）を、測量業者及び建設コンサルタント等にあっては指名競争参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する指名競争参加資格審査申請書は、県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和55年宮崎県告示第664号）第4条に規定する様式に準ず

るものとする。

(申請書の提出期間)

第5条 前条第1項の規定により申請書を提出しようとする者は、次に掲げる期間中に当該申請書を提出しなければならない。

(1) 定期の資格審査及び追加の申請に係る資格審査にあつては、当該審査を実施する年の前年の12月1日から当該審査を実施する年の1月末日まで

(2) 町長が特に必要と認めた場合の資格審査にあつては、町長が別に定める期間

(平27告示126・一部改正)

(登録等)

第6条 町長は、第4条による申請書の提出を受けたときは、指名競争入札参加資格の審査を行い、建設業者等受付名簿(以下「名簿」という。)に登録することが適当であると認めた者については、これを名簿に登録するものとする。

2 名簿は、財政課に保管する。

3 名簿の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

(平30告示76・一部改正)

(建設業者等資格審査会)

第7条 前条第1項に規定する審査を行うため、建設業者等資格審査会(以下「資格審査会」という。)を置く。

2 前項の審査及び資格審査会の組織、構成その他必要な事項については、別に定める。

(等級の格付け)

第8条 資格審査会は、第6条第1項により登録した建設業者等の工事施行能力を審査し、その建設業者等の能力に応じて、別表第1により業者の格付けをするものとする。ただし、指名競争入札に参加しようとする建設業者の少ない業種、測量業者及び建設コンサルタント等については、等級の格付けを行わないことができる。

(変更等の届出)

第9条 第6条第1項の規定により名簿に登録された建設業者等(以下「有資格者」という。)は、次の各号の1に該当するときは速やかにその旨町長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名(法人にあつては、商号又は名称若しくは代表者の氏名)に変更があったとき。

(2) 業務を休止し、又は廃止したとき。

(資格の取消し)

第10条 町長は、有資格業者が次の各号の1に該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

(1) 営業に関し法律上必要とする許可又は登録の取消しを受けたとき。

(2) 令第167条の4第1項又は同条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(指名基準)

第11条 指名競争入札に参加する建設業者等を指名する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有資格業者で、第8条の規定により格付区分を行ったものについては、発注の標準となる請負工事金額が同条により格付された等級に属するもののうちから指名する。

(2) 有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合は当該発注の基準となる請負工事金額の直近上位又は直近下位の等級に属する有資格者を指名する。この場合において、前号の規定により指名する者がいないとき、又は少数であるときを除き、その数は原則として総数の2分の1を超えて指名しないこと。

(3) 災害等緊急施行を必要とするもの、地域の特殊性その他町長が特に必要と認めるもの又は第8条ただし書の規定により格付けを行わないものについては、前2号の規定にかかわらず、有資格業者を指名することができる。

(4) 指名する建設業者等の数は、特殊な工事を除き建設業者にあつては原則として4人以上とし、測量業者及び建設コンサルタント等にあつては原則として3人以上とすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について留意すること。

ア 経営及び信用の状況

イ 当該建設工事等の施行についての技術的適正

ウ 当該建設工事等に対する地理的条件

エ 指名時における建設工事等の受注状況

オ 技術者の状況

カ 第14条の規定により指名停止されていないもの

(有資格業者以外の者を指名することができる場合)

第11条の2 建設工事等について指名競争入札に付しようとする場合、次の各号の1に該当するときは、前条の規定にかかわらず、有資格業者以外の者を指名することができる。

- (1) 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とするもので、当該許可又は認可等を受けた者が少数である場合
- (2) 当該建設工事等の指名競争入札について、有資格業者がいない場合又は当該指名する者が少数で、当該指名競争入札の適正な執行が行われないおそれがあり、当該指名する者を追加する必要がある場合

(指名推薦)

第12条 建設業者等の指名推薦は、次に掲げる者が行うものとする。

各課所管に属する建設工事 担当課長又は財政課長
測量及び建設コンサルタント業務等 担当課長又は財政課長

2 前項に規定する者は、建設業者等を指名推薦しようとするときは、前項に規定する指名基準に従い建設業者等を推薦し、指名審査会へ提出するものとする。

(平30告示76・一部改正)

(指名審査会)

第13条 前条により指名推薦を受けた者を審査するため指名審査会を置く。

2 指名審査会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

(指名停止)

第14条 町長は、設計工事等に関して別表第2の左欄に掲げる事項に該当する建設業者等については、同表右欄に定める期間指名しないものとする。ただし、建設工事等の施行方法が特許権に係る工事を施行する建設業者等については、指名することがある。

(事故等の報告)

第15条 課長は、建設業者等が別表第2の左欄に掲げる事項に該当する行為をなしたことを知ったときは、町長に速やかに報告しなければならない。

(指名停止者等の決定)

第16条 担当課長は、前条の規定による報告又は職権により指名停止者及びその指名停止期間を定めようとするときは、指名審査会の意見を聴いて町長が決定するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

(平27告示77・一部改正)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月1日告示第12号)

この告示は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月30日告示第46号)

この告示は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月1日告示第19号)

この告示は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則 (昭和60年5月31日告示第24号)

この告示は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日告示第19号)

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示による改正後の指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成6年1月31日告示第5号)

この告示は、平成6年2月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月31日告示第33号)

この告示は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日告示第20号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年1月26日告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成12年1月26日告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年 7 月20日告示第50号）

この告示は、平成16年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日告示第 2 号）

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 5 月31日告示第13号）

この告示は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日告示第27号）

この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 1 月15日告示第 4 号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日告示第36号）

この告示は、平成23年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月24日告示第60号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年 8 月12日告示第77号）

この告示は、平成27年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第126号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年 7 月31日告示第76号）

この告示は、平成30年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日告示第86号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

（平26告示60・一部改正）

格付		A級	B級	C級
業務及び金額				
建設工事	土木一式工事	2,000万円超	2,000万円以下	500万円以下
	建築一式工事	2,000万円超	300万円以上3,000万円未満	500万円未満
	ほ装工事	1,000万円超	1,000万円以下	
	電気・管工事			
	その他の工事			
測量及び建設コンサルタント業務				

別表第 2（第14条、第15条関係）

措置要件		期間
第1 事故等に基づく措置基準		
（過失による粗雑工事）		
1 新富町が発注した建設工事等（以下この表において「町発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内	
2 町内における工事等で町発注工事等以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内	
（契約違反）		
3 1に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内	

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
4 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であるものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
5 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
6 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内
7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上2箇月以内
第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
(贈賄)	
1 有資格業者である個人若しくはその支配人、有資格業者である法人の役員又はこれらの使用人が新富町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から4箇月以上12箇月以内。ただし、この期間中に公訴を提起しない処分が行われたときは、そのときまで。
2 次のア、イ又はウに掲げる者が新富町の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人若しくはその支配人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「個人及び代表役員等」という。）	4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3箇月以上9箇月以内
ウ 有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）	2箇月以上6箇月以内
3 個人及び代表役員等、一般役員等又は使用人が町内の国の機関、地方公共団体、公社（以下「町内の他の公共機関」という。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から4箇月以上12箇月以内。ただし、この期間中に公訴を提起しない処分が行われたときは、そのときまで。
4 次のア、イ又はウに掲げる者が町内の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から
ア 個人及び代表役員等	3箇月以上6箇月以内
イ 一般役員等	2箇月以上4箇月以内
ウ 使用人	2箇月以上3箇月以内
5 次のア、イ又はウに掲げる者が町外の国の機関、地方公共団体、公社の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕の場合は、逮捕を知った日から、公訴の場合は、公訴を知った日から
ア 個人及び代表役員等	3箇月以上5箇月以内。ただし、この期間中に公訴を提起しない処分が行われたときは、そのときまで。
イ 一般役員等	2箇月以上4箇月以内。ただし、この期間中に公訴を提起しない処分が行われたときは、そのときまで。
ウ 使用人	2箇月以上3箇月以内。ただし、この期間中に公訴を提起しない処分が行われたとき

	は、そのときまで。
(独占禁止法違反行為)	
6 新富町が発注した建設工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反したとき。	当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内
7 新富町の区域外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(談合)	
8 個人及び代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上12箇月以内。ただし、この期間中に公訴を提起しない処分が行われたときは、そのときまで。
(不正又は不誠実な行為)	
9 第1の1から7まで及び第2の1から8までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
10 第1の1から7まで及び第2の1から9までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
第3 暴力団排除に基づく措置基準	
1 個人及び代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者である場合	事実確認できた日から12箇月
2 個人及び代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者若しくは使用人が、業務に関して暴力団を利用した場合	事実確認できた日から2箇月以上6箇月以内
3 個人及び代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合	事実確認できた日から2箇月以上6箇月以内
4 個人及び代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者と密接な交際等を有している場合	事実確認できた日から2箇月以上6箇月以内 当該指名停止期間満了時において、なお第3の措置要件に該当するときは、改めて指名停止を行う。

備考

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
 - 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
 - 指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- (指名停止の期間の特例)
- 有資格業者が1の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
 - 有資格業者が指名停止中の期間又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期及び長期は、当該措置要件ごとに定める期間の3倍の期間（その期間が24月を超えるときは24月）とする。

- 6 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、指名停止の期間（前2項の規定による指名停止の期間を含む。）の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 7 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置要件ごとに定める期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の3倍の期間（その期間が24月を超えるときは24月）まで延長することができる。
- 8 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、措置要件毎に定める期間（前各項の規定による指名停止の期間を含む。）の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。
- 9 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められたときは、有資格業者について指名停止を解除するものとする。